	第八十二条ノ十三	
停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	第六十一条	（削除）
依リ機構保存本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ除ク）ハ其ノ氏名ヲ変更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一　変更前及変更後ノ氏名、生年月日並ニ住所 一ノ二　個人番号又ハ基礎年金番号 二　遺族年金証書ノ年金コード 三　氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ 一　戸籍ノ抄本又ハ氏名ノ変更ニ関スル市町村長ノ証明書 二　遺族年金証書 第八十二条ノ十一ノ五　遺族年金受給者ハ其ノ氏名ヲ変更シタル場合ニ於テ前条第一項ノ規定ニ依ル届書ノ提出ヲ要サザルトキハ当該変更ヲシタル日ヨリ十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一　氏名、生年月日及住所 二　個人番号又ハ基礎年金番号 三　氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類ヲ添附スベシ	第六十二条	（削除）

	第八十二条ノ十四ノ九第一項	（新設）
届書	届書	（新設）
届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書	届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書	（新設）